

# 「いじめ」とは 学んで防ぐ深刻化



飯野恵海弁護士による「いじめ予防授業」を受ける生徒たち  
東京都中野区の大妻中野中学校

名人戦で勝てるのは、名人に 対話を続けた2人だからこそ、わかり合

①さきげん

## 弁護士グループ「授業」続け10年

いじめ防止対策推進法が10年前に施行されて以来、学校で「いじめ予防授業」を展開している弁護士グループがある。いじめに気づくことができ、解決に向けて動ける生徒を増やし、いじめの深刻化を防ぐことを目指している。

東京都中野区の私立・大妻中学校で6月、1年生を対象に、いじめ予防授業が行われた。先生役はNPO法人「ストップいじめ!ナビ」で活動する弁護士たちだ。

事例は女子5人の仲良しグループでDVDの貸し借りをめぐって起きたもので、こんな設定だ。

授業は中学3年間で計3~4回受けてもらつて完結する。この日はその初回。実際に起こり

いじめ防止対策推進法 2013年9月に施行。広くいじめとして認知し、早期に発見・対応することで深刻化を防ぐことを目指す。いじめの定義は第2条で「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

授業で議論すると、全員にそれぞれ悪いところがあるという意見が多数を占めた。一方で、いじめに当たるかどうかの議論では意見が割れた。

今回の事例は、いじめに当たるのか。

授業を担当した飯野恵海弁護士は、人の尊厳を傷つける行為はいけないと指摘。「法律では行為の程度や相手の落ち度は一切関係なく、相手が心身の苦痛を感じたらいじめに該当する」と解説すると、生徒たちは少し驚いた様子を見せた。

いじめでは、加害者、被害者を周りで見ている「傍観者」の動きが重要だと言われている。飯野弁護士は「傍観者がクラス内でいじめに『NO』という空気を出すことが重要。空気が広がれば、深刻化は防げる」と説明。被害者に陰で声をかける▽話題にする▽加害者に同調しな

い▽先生や大人に伝える――など、傍観者ができる動きがあると伝授した。

授業を受けた女子生徒の一人は「事例のようなことは自分にも起こりうると思った。自分が直接知らない話についてはすぐ同調せず、『どうかな?』と言えるようにしたい」と話した。

大妻中野中学では、9年前からこのいじめ予防授業を探り入れている。

五反美千代教頭は「この授業でいじめに対して共通理解ができるので、実際に問題が起きたときも『これはいじめだよね』とそれそれが納得でき、解決に向けてスムーズに話し合いができるようになった」と話す。

授業を考案した真下麻里子弁護士によると、首都圏の私立中学校を中心に、これまで約700回、のべ3万人以上に授業を実施してきた。

活動を10年続けてきて、いじめ防止法が浸透してきたと実感するという。以前は同じ事例を扱つても「こんなことがいじめ?」と言う生徒や教員も多かつた。だが今は「相手が嫌がることはやめる」という土壤ができるといふ感じだ。

一方で保護者の理解はまだ足りないと感じる。

早めにいじめと捉えて対処しようとすると、加害者の親からクレームが入る。逆に被害者の親が「学校は何もしてくれない」と不信感を募らせ、学校との協力、連携がうまくいかない。そんな事例も数多く見てきた。「いじめの深刻化を防ぐには、起きる前の段階で子ども、先生、保護者の間でどんな行為がいじめに当たるのかなどの共通認識を作り、実際に起きたらどう動くかを考えておくことが重要」と話す。(植松佳香)

## 周りが出す「NO」の空気が大事／共通理解、解決への一步に